

佐倉市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第10条第1項ただし書に規定する排水設備の設置をしないことについての許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）免除 法第10条第1項ただし書の規定により排水設備の設置をしないことを許可し、下水を公共下水道（法第2条第6号に規定する終末処理場を有するものに限る。以下同じ。）以外に排水させることをいう。

（2）免除下水 免除を受けて公共下水道以外に排出させる下水をいう。

（3）排出施設 免除下水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。

（4）排水設備等 法第10条第1項に規定する排水設備、法第12条第1項に規定する除害施設その他下水を公共下水道に排除させるために必要な設備をいう。

（免除の要件）

第3条 佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に免除することができる。

（1）免除を受けようとする下水の水質が、排出しようとする水域における放流水に適用される関係法令の基準（以下「放流基準」という。）に適合するものであること。

（2）排出施設と排水設備等が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。

（3）免除を受けようとする下水の量が測定できること（困難なときは、免除を受けようとする下水に使用する水量等による推定根拠を示すこと。）。)

（4）免除を受けようとする下水に、し尿若しくは生活系排水又はこれらの処理水を含まないこと。

（5）免除を受けて排出しようとする下水の排出先として、適正な流末が確保されていること。

（6）その他管理者が必要と認める要件に適合していること。

（免除の申請）

第4条 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 案内図及び排出施設所在地の平面図
- (2) 排出施設に係る図面（免除を受けようとする下水が発生するまでの工程を示す書類を含む。免除を受けようとする下水の処理水を排出しようとする場合は、処理施設の構造図及び設計書を併せて添付）
- (3) 排水設備等に係る図面
- (4) 免除を受けて排出しようとする下水の排出先の流末系統図（別途処分する場合は、その処分の方法を示す書類）
- (5) 免除を受けて排出しようとする下水の水質試験成績書（別記様式第2号）
（免除を受けようとする下水の処理水を排出しようとする場合は、処理水の水質試験成績書を併せて添付）
- (6) 排出施設及び免除を受けて排出しようとする下水の水質についての管理計画書
- (7) 排出施設及び免除を受けて排出しようとする下水の水質を管理する責任者（以下「免除下水管理責任者」という。）の履歴書（外部委託する場合は、契約書の写しを併せて添付）
- (8) その他管理者が必要と認める書類
（免除の条件）

第5条 管理者は、免除をする場合において、免除下水の管理及び水質維持のために必要な条件を付し、又は免除に付した条件を変更することができる。

（免除の期間）

第6条 免除の期間は、免除に関する事項に変更がない限り継続する。ただし、他法令等により規制された場合は、この限りでない。

（免除に関する事項の変更の申請）

第7条 免除を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに排水設備設置義務免除事項変更申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 免除下水の種類
- (2) 免除下水の排出先
- (3) 免除下水の排出量

2 前項の申請書には、第4条各号に掲げる書類のうち、管理者が必要と認めるものを添付しなければならない。

（通知）

第8条 管理者は、第4条又は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否について排水設備設置義務免除（変更）許可・不許可通知書（別記様式第4号）により通知しなければならない。

(氏名等の変更)

第9条 免除を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名等変更届出書(別記様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(1) 免除を受けた者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)

(2) 免除下水管理責任者

2 前項第2号に掲げる事項の届出にあっては、第4条第7号に掲げる書類を添付しなければならない。

(排出施設の休止又は廃止)

第10条 免除を受けた者は、排出施設の休止(1年以内の期間に限る。)又は廃止(1年を超える期間の休止を含む。以下同じ。)をしたときは、休止又は廃止をした日から30日以内に排出施設使用(休止・廃止)届出書(別記様式第6号)を管理者に提出しなければならない。ただし、排水設備等を設置するときは、この限りでない。

2 前項の規定による排出施設の廃止の届出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、第4条の規定による免除の申請をしなければならない。

(地位の承継)

第11条 免除を受けた者から当該免除に係る工場又は事業場(以下「事業場等」という。)を譲り受け、又は借り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、承継届出書(別記様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(水質試験等)

第12条 第4条第5号に規定する水質試験(以下「水質試験」という。)の方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境長官が定める排水基準に係る検定法(昭和49年環境庁告示第64号)その他管理者が認めたものとする。

2 水質試験の項目は、管理者が必要と認めた項目とする。

3 水質試験に供する試料の採取場所は、免除を受けて排出しようとする下水又は免除下水の排出口とする。

4 免除を受けた者は、未処理水にあっては1年に1回以上、処理水にあって

は3月に1回以上の水質試験を行い、その結果が放流基準を上回った場合には、直ちに放流基準超過報告書（別記様式第8号）により管理者に報告しなければならない。

5 水質試験の結果は5年間保管し、管理者の求めに応じて提出しなければならない。

（排出施設等の検査）

第13条 管理者は、免除をした事業場等について、第3条各号に掲げる免除の要件の適合状況を確認する必要があると認めたときは、排出施設その他必要な物件を検査することができる。

2 前項の規定による検査の申出があったときは、免除を受けた者は、免除下水管理責任者等を立ち合わせ、又は必要な資料を提出し、検査に協力しなければならない。

（免除の取消し）

第14条 管理者は、免除を受けた者が虚偽の申請等をしたとき、又は免除に付した条件に違反したとき、若しくは免除の要件に不備が生じたときは、免除を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により免除を取り消したときは、排水設備設置義務免除取消通知書（別記様式第9号）により、許可を取り消した者に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、速やかに下水排除基準を超過しないよう排水設備等を整備し、公共下水道への接続を行わなければならない。

（関係機関との調整）

第15条 管理者は、免除に関する事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

（事務の所管）

第16条 免除に関する事務は、（仮称）上下水道部維持管理課において行う。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は平成 年 月 日から施行する。